

令和5年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議員辞職の許可について（報告）
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）請負変更契約）
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事請負変更契約）
- 日程第9 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第10 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第6号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第7号 本巢市個人情報保護法施行条例について
- 日程第17 発議第1号 本巢市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第18 議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第9号 本巢市債権管理条例について
- 日程第20 議案第10号 本巢市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第11号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第12号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第13号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第14号 本巢市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第15号 本巢市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第16号 本巢市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 日程第28 議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）
- 日程第31 議案第21号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第22号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第33 議案第23号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第34 議案第24号 令和4年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第35 議案第25号 令和4年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第36 議案第26号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第27号 令和5年度本巣市一般会計予算について
- 日程第38 議案第28号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第29号 令和5年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第40 議案第30号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第31号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第32号 令和5年度本巣市水道事業会計予算について
- 日程第43 議案第33号 令和5年度本巣市下水道事業会計予算について
- 日程第44 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議員辞職の許可について（報告）
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 諸般の報告
- 第6 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 第7 報告第2号 専決処分の報告について（本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）請負変更契約）
- 第8 報告第3号 専決処分の報告について（R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事請負変更契約）
- 第9 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巣市一般会計補正予算（第10号））
- 第10 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第13 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命について
- 第16 議案第7号 本巣市個人情報保護法施行条例について
- 第17 発議第1号 本巣市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 第18 議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第19 議案第9号 本巣市債権管理条例について
- 第20 議案第10号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第11号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第15号 本巣市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第16号 本巣市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第28 議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）
- 第31 議案第21号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第32 議案第22号 市道路線の廃止及び認定について
- 第33 議案第23号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第11号）について
- 第34 議案第24号 令和4年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第35 議案第25号 令和4年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第36 議案第26号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第37 議案第27号 令和5年度本巣市一般会計予算について
- 第38 議案第28号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計予算について
- 第39 議案第29号 令和5年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第40 議案第30号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算について
- 第41 議案第31号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第42 議案第32号 令和5年度本巣市水道事業会計予算について

第43 議案第33号 令和5年度本巢市下水道事業会計予算について

第44 議員派遣について

追加日程1 議員辞職の許可について

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 高橋知子 | 2番 | 瀬川照司 |
| 3番 | 飯尾龍也 | 4番 | 片岡孝一 |
| 5番 | 高橋時男 | 6番 | 高橋勇樹 |
| 7番 | 今枝和子 | 8番 | 高田浩視 |
| 9番 | 河村志信 | 11番 | 鏝本規之 |
| 12番 | 黒田芳弘 | 13番 | 臼井悦子 |
| 14番 | 道下和茂 | 16番 | 大西徳三郎 |

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----------------|-------|---------|-------|
| 市 長 | 藤原 勉 | 副 市 長 | 大野 一彦 |
| 教 育 長 | 川治 秀輝 | 総 務 部 長 | 原 誠 |
| 企 画 部 長 | 高橋 誠 | 市民環境部長 | 村澤 勲 |
| 健康福祉部長 | 小椋 真二 | 産業建設部長 | 高木 孝人 |
| 林 政 部 長 | 高井 和之 | 上下水道部長 | 谷口 博文 |
| 教育委員会 事務局 長 | 青山 英治 | 会計管理者 | 瀬川 清泰 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 内藤 睦雄 | 議会書記 | 大久保 守康 |
| 議会書記 | 山本 憲 | 議会書記 | 後藤 謙治 |

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和5年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 高橋時男君と6番 高橋勇樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本会議の会期は、本日から3月24日までの29日間とし、2月25日から2月27日、3月1日から3月7日、3月10日から3月23日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本会議の会期は、先ほど申したとおりにすることに決定をいたしました。

日程第3 議員辞職の許可について（報告）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議員辞職の許可について（報告）を行います。

本件につきましては、去る令和4年12月28日に堀部好秀議員から議員を辞職したいとの願いが提出されましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日これを許可しました。よって、会議規則第141条第2項の規定により報告をいたします。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

堀部好秀君の辞職に伴い、議会運営委員会に欠員が生じております。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をします。

高橋勇樹君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

次に、堀部好秀君は予算決算委員長でありましたので、予算決算委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算委員会の委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君、以上のとおりであります。

日程第5 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、会議につきまして報告させていただきます。

最初に、1月31日に都内の全国都市会館において開催されました第160回地方財政委員会に出席しましたので、報告をいたします。

初めに、総務省の担当課長から令和5年度地方財政の姿、令和5年度地方税制の改正についての説明を受けた後、事務報告があり、その後、令和4年度本委員会要望結果について了承され、次年度委員会への申し送り事項（案）を原案のとおり決定するとともに、今後の運営について了承されました。なお、次回の全国市議会議長会は、令和5年6月14日に開催される予定であります。

次に、2月2日に下呂市において開催されました第289回岐阜県市議会議長会に副議長と出席しましたので、報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

議案は、最初に带状疱疹ワクチンの定期接種化について、1つ、加齢性難聴者に対する補聴器購入費用に係る補助制度の創設等について海津市から2件の議案が提出され、審議の結果、全て原案

のとおり採決されました。

続いて、1つ、令和5年度岐阜県市議会議長会の負担金について、1つ、令和5年度岐阜県市議会議長会会計予算の2件の議案が提出され、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、議長会の次期開催市を海津市に決定し、閉会しました。

総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧いただけます。以上であります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第77号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところでもあります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第5回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、大型遊具やドームテントなどの整備が進む（仮称）本巣PA周辺公園の写真を掲載しました。2ページからは、第5回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、一般質問、委員会活動、研修視察、本巣市議会・越前市議会行政懇談会、地方財政委員会、弾正幼稚園の安全祈願祭、堀部好秀議員の議員辞職、生徒会・児童会サミットについての順に掲載しました。

今回は、令和4年12月20日、12月23日、令和5年1月6日、1月13日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

7番 今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

もとす広域連合議会の報告をいたします。

令和4年第4回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月22日の1日限りとして、本巣市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

臨時会では、条例の一部改正1件と補正予算2件の計3件の議案が提出をされ、審議が行われました。

条例の一部改正については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、令和4年8月の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものです。

補正予算については、令和4年度もとす広域連合の一般会計補正予算及び老人福祉施設特別会計

補正予算の2件であり、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正を行うもので、一般会計は既定の予算総額に93万6,000円を増額し、老人福祉施設特別会計は既定の予算総額に199万7,000円を増額するものであります。

以上、3件の議案についてそれぞれ慎重に審議を行いましたところ、全ての議案が原案のとおり可決されました。

次に、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を2月6日から2月21日までの16日間として本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

定例会では、任期満了に伴う選挙管理委員及び補充員の選挙と、議会から提出した議案1件及び執行部から提出された16件の議案について審議が行われました。

選挙管理委員及び補充員の選挙については、選挙管理委員に新家武彦氏、中島治徳氏、大野賢一郎氏、加藤弘氏の4名が当選をされ、その補充員として、高田敏幸氏、石川正行氏、竹山照雄氏、高橋和夫氏の4名が当選をされました。

また、議案については人事案件2件、条例の制定及び一部改正9件、令和4年度補正予算3件、令和5年度当初予算3件が提出をされました。

人事案件2件についてですが、もとす広域連合監査委員の選任については、現在の監査委員の任期が満了するため、後任として瑞穂市の江尾友宏氏の選任同意を求めるものであり、もとす広域連合公平委員会委員の選任については、現在の公平委員の任期が満了するため、引き続き本巢市の高橋卓郎氏の選任同意を求めるものであり、2議案ともに同意をされました。

条例の制定及び一部改正9件については、1件目は、議会から提出した議員発議議案のもとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定で、個人情報保護制度の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に直接適用される法の適用対象外とされた議会における個人情報の取扱いについて条例の制定を行うものです。

2件から4件目は、もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定、もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定、及びもとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の制定及び改正を行うものです。

5件目は、もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定で、職員の定年引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事と生活の両立を支援するための環境整備として高齢者部分休業の制度を導入するため、条例を制定するものです。

6件目は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定で、地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の改正及び廃止を行うものです。

7件目は、もとす広域連合職員の高齢者等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務制度等を導入するため、条例の改正を行うものです。

8、9件目は、もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例及びもとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例で、指定金融機関及び収納代理金融機関において、令

和5年度より督促手数料及び延滞金の確認事務が廃止されることに伴い、もとす広域連合及びもとす広域連合介護保険における督促手数料を廃止するため、条例の改正を行うものです。

以上、条例の制定及び一部改正について、執行部から提出のあった議案8件は、所管する常任委員会に付託をされ、各常任委員会で審査され、議会から提出した議案1件とともに本会議において審議をされ、全議案ともに原案のとおり可決をされました。

補正予算については、令和4年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る補正予算3件が提出され、一般会計は既定の予算総額と同額で、内訳として増減額がそれぞれ740万4,000円でした。介護保険特別会計は既定の予算総額に460万5,000円を増額、そして老人福祉施設特別会計は既定の予算総額から5,001万9,000円を減額するものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会で審査または協議の後、本会議において審議をされ、原案のとおり可決をされました。

当初予算については、令和5年度の一般会計、介護保険特別会計及び老人福祉施設特別会計に係る当初予算3件が提出され、一般会計は5億1,780万円、介護保険特別会計は82億8,000万円、老人福祉施設特別会計は9億610万円の予算額となるもので、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会で審査または協議の後、本会議において審議をされ、原案のとおり可決をされました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますので、申し出てください。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告及び所信表明をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、初めに行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和4年第4回定例会におきまして御報告を申し上げて以降、爆発的な勢いで感染が拡大した第7波が終息し切らないうちに、気温の低下による換気の不徹底や湿度低下に連動した飛沫の増加による感染急拡大により、岐阜県内の病床使用率が40%を超え、医療従事者にも感染が拡大したことから、県は11月29日に岐阜県医療ひっ迫警戒宣言を発出しました。これに伴い、市民の皆様にも基本的な感染防止対策の徹底をお願いしました。

しかしながら、12月に入り、新規感染者数はさらに増加し、病床使用率は50%を超えて第7波のピーク時に近づき、一般病棟や救急医療の制限、救急搬送困難事案が発生し、冬場の転倒や交通事故の救急処置や治療など、いつもなら普通に受けられる医療がすぐには受けられない深刻な状況になりつつあることから、岐阜県は12月23日から令和5年1月22日までを対策期間としまして、岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言を発出しました。

本県市におきましても、連日多くの市民の感染が確認されていたため、岐阜県の宣言に合わせま

して、本巢市医療ひっ迫防止対策強化宣言を発出し、基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの接種、救急相談センターぎふ「#7119」の活用を市民の皆様にお願ひし、感染防止対策に取り組んできました。

1月に入りますと、岐阜県で3年ぶりにインフルエンザが流行し、新型コロナと同時流行となり、病床使用率も依然として50%を超え、救急搬送困難事案が増加していたことから、岐阜県は、1月22日を期限としていました岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言の実施期間を2月12日まで延長することとなり、これに合わせて、本巢市が取り組んでおりました本巢市医療ひっ迫防止対策強化宣言の期間も延長しました。

このような対策に取り組みました結果、2月に入り、病床使用率が30%台まで低下し、救急搬送困難事案も緩やかに減りつつあり、岐阜県の医療負荷の状況に改善の兆しが見え始めたことから、岐阜県は、2月12日を期限としていました岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言を2月5日で終了することとなりました。これに合わせて、本巢市医療ひっ迫防止対策強化宣言も終了したところでございます。

しかしながら、医療従事者の感染等により入退院が制限されている医療機関が発生しており、医療逼迫が完全に解消されたわけではないため、市民の皆様には、引き続き気を緩めることなく基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところであります。

他方では、政府の対策本部におきまして、新型コロナの感染症法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に位置づけることが決定されましたことから、今後、新型コロナへの対応は大きく見直されることとなります。しかしながら、新型コロナウイルスは感染力が非常に強く、高齢者の方や基礎疾患のある方の感染による重症化リスクは高く、無症状の方でも後遺症に苦しむことがあるなどの実態に変わりはありません。このため、本巢市としましても、国や県の検討状況を踏まえつつ、市民の皆様のお命を守るための取組を行ってまいります。

このような中、市内の感染状況につきましては、11月には728人でしたが、第8波による感染拡大により、12月には1,607人と急増し、年明けの1月5日には過去最多となる118人の感染を確認したわけでございますが、それ以降1月においては1,233人と減少傾向となっており、2月は19日現在で254人と、さらに減少傾向でございます。なお、これまでの市内感染者数の累計は9,047人となっております。

次に、ワクチン接種の状況でございます。

昨年秋から開始したオミクロン株対応ワクチンによる追加接種でございますが、国の感染拡大防止対策の一つである国民の免疫力の底上げを図ることから、本市におきましても、市内11の医療機関、県の大規模接種会場、糸貫ぬくもりの里会場の3つの接種機会の場を設け、2月13日現在、12歳以上の52.4%、数にして1万4,116人の市民が接種されております。

今後の新型コロナワクチン接種の在り方につきましては、2月10日に国の自治体説明会が開催され、2月8日開催の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会での取りまとめを踏まえて、令和5年度の接種の目的及び対象者につきましては、重症者を減らすことを目的と

し、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の者に対しても接種の機会を確保することが望ましい。また、小児（5歳から11歳）及び乳幼児（生後6月から4歳）については、接種できる期間が短かったことから当面接種を行うべきとされ、接種スケジュールにつきましては、秋冬に次の接種を行うべきではないか。ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要があるとされております。

また、使用するワクチンにつきましては、現時点においては、今後の新型コロナウイルスの変異の予見が困難であるため、当面の間、広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン（オミクロン株対応2価ワクチン）を使用することが妥当ではないか。初回接種や小児及び乳幼児の接種についても、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。今後、仮に流行株の予測が一定程度可能となれば、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンの使用も考えられると、現時点での令和5年度の接種方針が示されたところでありますが、具体的な接種体制等につきましては示されておらず、3月上旬までに最終的な結論を得ることとされました。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチン接種につきましては、感染症法上の位置づけの変更に関わらず、予防接種法に基づいて実施することとして、専門家による検討が引き続き行われておりますことから、今後も国や県の動向を見つつ、万全を期して予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに岐阜国道事務所の工事でございますが、（仮称）本巢PA周辺の工事としましては、本線部並びにPA部の盛土工事は早野地区側を除いて完了に至るとともに、側道に関わる工事を継続して進めております。令和5年度は、残っている早野側の本線部盛土や擁壁工事を行いつつ、側道部を仕上げる工事が行われる予定であるとお聞きしております。

続きまして、（仮称）糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事は完了となりました。令和5年度は残っている調整池も含めた排水施設や、側道部の仕上工事が行われる予定であるとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、現在20件の工事が進行中でございます。下部工工事では、橋梁の橋脚・橋台、計201基のうち105基は既に完成しているとともに、船来山のトンネル工事でも竣工を予定しているところです。また、上部工工事では、各所で架設も進捗し、設備工事も3件の工事契約が行われるなど、各種工事が着々と進んでおります。残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては、本巢PAや糸貫インターチェンジの工事も含まれた土木工事1件の工事発注を予定しているとお聞きしております。また、中日本高速道路株式会社の発注分としましては、設備工事で1件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期に東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

昨年9月に発注いたしました本巢市新庁舎建設工事につきましては、現在基礎工事、井戸工事等を進めており、1月末時点の進捗率は4.23%で、計画どおり進捗しております。今後も予定する工程に遅れが出ないように、適切な進捗管理を行い、進めてまいります。

また、昨年3月に発注いたしました本巢市庁舎敷地造成工事（北工区）、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）及び本巢市庁舎周辺道路整備工事は、それぞれ現在まで順調に進められているところでございます。1月末現在の造成工事等の進捗状況でございますが、本巢市庁舎敷地造成工事（北工区）につきましては、1月31日付で完成届が提出され、今月8日の完成検査での合格をもって完了しております。同じく本巢市庁舎敷地造成工事の南工区につきましては、調整池の整備はおおむね完了し、現在、職員駐車場の下層路盤工を施工しており、進捗率は93.0%となっております。

なお、1月17日の市議会全員協議会で御説明させていただきました本工事の工事請負契約でございますが、精査の結果、36万9,600円の増額となり、2月1日付で工事請負変更契約を締結するとともに、同日付で専決処分を行いましたので、今定例会に報告案件として上程させていただいております。

次に、本巢市庁舎周辺道路整備工事につきましては、現在、側溝等の構造物の設置がおおむね完了し、上層路盤工を施工しており、進捗率は86.1%で、それぞれ当初予定しておりました工程より若干早く進捗しております。

このほか、今年度の発注を予定しております新庁舎外構工事でございますが、1月26日に入札公告をいたしまして、本日でございますが、開札いたします。その後、事後審査等の手続を経て仮契約を締結し、今定例会に追加議案として契約議決議案を上程させていただく予定でございます。

また、新庁舎屋外トイレ設置工事につきましても発注の手続を進めており、3月中旬には契約が完了する予定でございます。

次に、災害時における相互応援協定の締結につきまして、御報告申し上げます。

2月13日、本市と大阪府泉南市との間におきまして、大規模災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。この協定は、地震や洪水、土砂災害等の大規模災害が発生した場合に、応援物資の提供や職員派遣等の人的支援、救援や救助活動に必要な資機材の提供などにより、応急対策、復旧対策が円滑に遂行されることを目的としており、このたびの泉南市との協定締結により、このような自治体間における災害時の応援協定は、越前市をはじめ17の市町との締結となっております。

今回の相互応援協定の締結の経緯といたしましては、平成30年の台風21号の影響により、泉南市

におかれては、暴風で多くの建物の屋根などが被災する中、被災世帯への支援物資であるブルーシートの手配が追いつかず、不足したなどの経験をされており、現泉南市長の山本優真市長は、全国的なネットワークを活用して災害時の相互応援態勢を確保する必要があると考えられ、今般、山本市長の御出身である本市との間で相互応援態勢を築きたいとの申出をいただき、本協定を締結する運びとなったものでございます。

近年の激甚化する災害に対応するためには、近隣自治体はもとより、同時被災の可能性が低い県外自治体との相互応援なども必要不可欠でございます。今後も、市民のより安心で安全な生活のため、災害発生時には応急対策、早期の復旧対策に相互応援を有効に活用できる体制を確保してまいります。

次に、令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月8日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

初めに、副議長の選挙が行われ、選挙の結果、関ヶ原町議会議長の子安健司氏が選任されました。

その他提出されました案件は、1件目として令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、2件目として令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、3件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、4件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合管理監督職務上限年齢制に関する条例の制定について、5件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、6件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、7件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、8件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、9件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、10件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について、11件目として岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての11件でございます。

最後に、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われました。

まず、令和5年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,356万6,000円でございます。主に負担金の減額によりまして、前年度対比1.09%減、291万5,000円の減額となっております。

次に、令和5年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,893億2,761万円でございます。前年度対比4.71%増、130億1,862万9,000円の増額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金533億8,417万9,000円、国庫支出金924億5,948万円2,000円、県支出金239億1,825万8,000円、支払基金交付金1,148億87万5,000円及び繰越金40億8,554万1,000円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費2,853億1,617万8,000円、健診事業などの保健事業費15

億196万1,000円が主なものでございます。

提出されました案件は、いずれも原案のとおり可決されましたので、御報告をいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、所信表明を申し上げたいと思います。

令和5年第1回本巣市議会定例会の開会に当たり、新年度予算をはじめ提出議案の御審議をお願い申し上げるに先立ちまして、新年度における施策の大綱と、私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます、議員各位並びに市民の皆様のなご一層の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まず初めに、市政の推進に当たり、私が基本とする市政運営につきまして申し上げます。

私は、市長として平成20年3月に市政をお預かりして以来、市民の皆様の声をよく聞く対話重視、現場主義、市民目線を基本姿勢に市政運営に努めてまいりました。

コロナ禍の中で、市民の皆様の声を聞く機会が制限されている中ではありますが、新年度におきましても、引き続きこうした市政運営を基本姿勢に、本巣市第2次総合計画や本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、私が重点的に取り組んでいくとしております6つの基本政策を推進し、これからも市民の皆様が住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただくために、元気で笑顔あふれる本巣市づくりに全力で取り組んでまいります。

それでは、令和5年度予算の編成に当たり、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告を申し上げます。

まず、我が国の社会経済は、長引くコロナ禍による経済活動の停滞に加え、ロシアによるウクライナ侵攻などにより原油や天然ガスが高騰し、電気料金をはじめ様々な生活必需品の価格が高騰するなど国民生活は大きな影響を受けており、その対策が求められております。

また、内閣府の本年2月の月例経済報告では、景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとされ、先行きにつきましては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されるとしておりますが、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があるともされております。

こうした先行きの不透明な中、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日からその取扱いを現在の2類から季節性インフルエンザと同じ5類に変更するとされております。これは、徐々に社会全体が感染拡大前の日常に戻りつつあるものと受け止めております。その一方で、変異株の出現が繰り返されており、これまで大変多くの方が感染していることから、まだまだ予断を許さないものであると考えており、引き続き国の動向を注視しながら、市民の皆様の健康と安全をしっかりと守ることができるよう迅速かつ適切に対応し、安全・安心な市民生活の確保など、その時々々の状況を見極めながら、今後も必要な対策を講じていく必要があると考えております。

それでは、こうした社会経済情勢を踏まえた国の令和5年度予算編成及び令和5年度地方財政対策に基づき編成いたしました新年度予算の概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、国の令和5年度地方財政対策によりますと、普通交付税の交付団体ベースによる一般財源総額は、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、前年度比0.2%、1,500億円増の62兆1,635億円が確保され、前年度を上回る額を確保されたところでございます。

また、地方公共団体の重要な財源であります地方交付税の総額は、自治体に交付する出口ベースで、前年度比1.7%に当たる3,073億円増の18兆3,611億円となっており、交付税の振替財源である臨時財政対策債は前年度比44.1%の減となる7,859億円が縮減され、9,946億円と大幅に抑制されている状況でございます。

地方財政は、今後も少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策に要する経費の増加、また、近年多発する災害の防止対策に要する経費の増加などに加え、新たな行政課題として行政のデジタル化や脱炭素化推進など財政需要が見込まれ、引き続き国の地方財政対策に大きく依存する状況が続くものと思われまます。

次に、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財政の健全化を維持していくため、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、さらに毎年度の予算編成に当たり、経常経費を一定額削減する取組や有利な地方債の活用、安定した市税収入の確保などに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率は国が示す基準値以下となっており、現段階では健全性は保たれている状況でございます。

しかしながら、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、我が国を取り巻く先行き不透明な経済環境の中、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等による物価高騰の影響による経済の停滞や人口減少など、これまでのように安定した自主財源の確保が厳しい状況が見込まれます。

一方、歳出は、ますます進行する少子高齢化により、今後も医療や介護などに要する経費、いわゆる社会保障関係経費の増加が見込まれております。また、建物、道路、橋梁など公共施設の老朽化による維持管理費や改修費も年々増加しております。さらに本市では、東海環状自動車道の整備に関連した周辺道路の整備や新庁舎の整備に合併特例債を活用していることから、後年度の償還額について、交付税措置があるものの、公債費の増加により厳しい財政運営が見込まれております。

このため、将来にわたって財政の健全性が保たれた魅力あるまちづくりを展開していくためには、これまで実施してきた改善の取組を加速させ、成果とコストの適正化を図り、継続事業であっても思い切った見直しを断行するなど、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するための選択と集中を徹底することで、施策の推進と財政の健全性の両立を図る必要があると考えております。

こうした本市の財政状況を踏まえながら編成いたしました令和5年度一般会計当初予算につきまして、まず歳入でございますが、自主財源の柱である市税収入は、個人所得の回復を見込み、個人市民税は増額を見込んでおります。また、固定資産税は市南部地区への企業立地により家屋、償却資産ともに増額となり、市税全体では、対前年度当初比約1億4,000万円増の53億7,000万円余を見

込んでおります。

地方交付税につきましては、財源不足額に対する臨時財政対策債の発行可能額減による交付増により、対前年度当初比2億円増の46億2,000万円を見込んでおります。

地方譲与税、地方消費税交付金など国や県からの交付金は、対前年度当初比約3,800万円増の12億7,000万円余を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、主にPA周辺公園整備事業に係る事業費の減額に伴う国庫補助金の減により、約2億7,000万円減の15億5,000万円余を見込んでおります。

寄附金につきましては、ふるさととす応援寄附金を前年度と同額を見込む中、対前年度当初比約300万円増の7億6,000万円余を見込んでおります。

繰入金につきましては、主に公共施設等整備基金からの繰入れ増により、対前年度当初比約7億円増の18億1,000万円余を見込んでおります。

また、市債につきましては、庁舎整備事業、PA周辺公園整備事業、弾正幼稚園整備事業、市道整備事業などの事業費に充当するため、合併特例債や公共事業等債などを発行することにより、対前年度当初比約6億9,000万円増の48億円余を見込んでおります。

歳出におきましては、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの令和6年度開通を見据えて進めてまいりました周辺アクセス道路の整備や、企業誘致に伴う周辺道路の整備、さらにPA周辺に整備しております都市公園の整備などの投資事業をはじめ、新年度も元気で笑顔あふれる本巢市づくりを目指し、引き続き教育・子育て支援、移住・定住対策、景気雇用対策、防災対策などの事業にもきめ細かく関連経費を盛り込んでおります。

また、この3年の間、コロナ禍で様々なイベントや行事、地域活動などが中止・延期となり、市民同士の触れ合いの機会が失われてきました。本年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に見直されることから、ウイズコロナの考え方の下、新年度予算では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしっかりと行った上で各種イベントや行事を再開し、にぎわいを取り戻せるよう取り組んでまいります。さらに新年度予算では、今年度も11項目の施策について点検・見直しを行い、ソフト事業を中心に新たな事業や拡充強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもあります。

こうした歳入歳出の見込みにより編成いたしました新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比で7.6%増、16億円増の225億6,000万円となっております。増額となった要因は、主に庁舎整備事業が約15億2,000万円、弾正幼稚園整備事業が約2億5,000万円、市道糸貫7号線整備事業が約1億5,000万円、それぞれ増額となったことなどによるものであり、予算総額は合併以降最高の予算規模となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）では、国民健康保険の被保険者数の減少に伴う療養給付費の減額による減、国民健康保険特別会計（施設勘定）では、医業用機械器具購入費の増額などにより増となっております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などにより増となり、企業

用地造成事業特別会計では浅木地区での用地造成工事の開始による増となっております。

農業集落排水事業特別会計では、東外山処理施設機器更新工事費の増額により増となっております。

新年度の特別会計予算の総額は、対前年度当初比で1.8%増、9,630万円増の54億2,000万円でございます。

水道事業会計につきましては、主に東海環状自動車道関連水道工事完了に伴う建設改良工事の減少による減などにより、予算の総額は対前年度当初比で6.9%減、約1億1,000万円減の15億8,000万円余となっております。

また、下水道事業会計につきましては、固定資産減価償却費の増額などにより、予算の総額は対前年度当初比で24.3%増、約1億3,000万円増の6億7,000万円余となっております。

それでは、令和5年度予算の主な施策につきまして、元気で笑顔あふれる本巣市づくりを目指し、重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、新規及び拡充事業を中心に順次御説明を申し上げます。

まず、活力ある元気な本巣市を築くためには、産業の創出や雇用の場の確保が欠かせません。現在市内では、東海環状自動車道の（仮称）糸貫インターチェンジやパーキングエリアの整備が令和6年度開通に向け着々と進められていますが、これらの立地条件を生かし、市内への企業誘致と雇用創出を推進してまいります。新年度におきましても、温井地区に加え、新たに浅木地区でのオーダーメイド型の企業用地造成事業を進めるとともに、新たな企業の誘致に取り組んでまいります。

景気・雇用対策につきましては、市民を常用従業員として雇用した場合に雇用奨励金を交付することで、市民の雇用の場を確保するとともに、新年度も景気対策として道路整備、新庁舎整備や幼児園の整備など普通建設事業を積極的に進め、市内の事業者への優先発注などを通じ、地域経済へ寄与できる予算を確保してまいります。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などで苦しむ市内事業者の事業活動継続と活性化を目的に、新たに事業者サポート補助金交付事業を実施してまいります。

また、樽見鉄道が計画しています地域消費喚起に資する「もとまる商品券」と1日フリー乗車券やイベント列車乗車券とのセット販売事業に対し助成することにより、鉄道事業の経営安定化と市内の消費増大による地域活性化を図ってまいります。

移住・定住対策につきましては、定住人口の増加を目指して、子育て世代を含め多くの方に市内へ移住・定住をしていただくために、市外からの移住者だけでなく、市内在住者の定住も促進するもとす暮らし応援補助金を引き続き交付し、移住する際の住宅取得経費の負担軽減に支援してまいります。

また、空き家の利活用を促進するため空き家改修補助金を交付し、空き家バンク登録物件の増加を図ってまいります。

少子化対策につきましては、経済的理由により結婚に踏み出せない人たちを対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（家賃・引っ越し費用等）に対し助成額を増額するなど、新婚生活の支援を行ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てるため、妊娠期から出産・子育て期まで一貫し、面談等により身近で相談に応じるとともに、必要な支援につないでいく伴走型の相談支援の充実を図ってまいります。

さらに、出産・子育てを応援するため、新たに妊娠届出時に5万円を支給し、出産までの相談に応じて孤立感や不安感の軽減を図ります。また、出産後も子ども1人当たり5万円を支給し、新生児訪問事業として、助産師・保健師などの専門職が各家庭を訪問し、養育者の育児不安を軽減し、適切な育児が行えるよう支援してまいります。加えて、産後鬱など、産前・産後のメンタルヘルスケアが必要な母親が増加していることから、産前の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、産後ケア事業を引き続き進めてまいります。

子育て支援につきましては、現在、子育ての拠点施設として整備を進めております弾正幼稚園の整備につきまして、令和5年度の完成を目指し、引き続き園舎の建設工事を行ってまいります。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、現在15歳までとなっております医療費無償化を、令和5年度から18歳まで拡大してまいります。

また、本市は子育て支援の充実の一環として、児童・生徒等の健全な心と体を培うため安くおいしい給食の提供に努めておりますが、新年度から本巣市産をはじめ県内産の品質の良い食材を使用したふるさと食材の日を、毎月1回から2回に増やすことにより、学校給食の充実と市内農産物生産者等の支援を行ってまいります。

健康対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの軽減を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種を引き続き行ってまいります。

また、日本では80歳までに約3人に1人が発症すると言われていた帯状疱疹の発生と重症化を予防するため、新たに帯状疱疹予防接種に対し助成を行ってまいります。

また、若年層での胃がんの発生リスクを下げるため、学校で集団検査を実施している中学2年生を対象にピロリ菌検査を実施することで、将来の胃がんの発生リスクの低減を図ってまいります。

高齢者対策につきましては、75歳以上の高齢者の買物や通院等の移動手段を確保するため、引き続きタクシー利用助成事業を実施してまいります。

また、多年にわたり社会に貢献した高齢者の長寿を祝うため、身近な自治会ごとに実施される敬老行事に対し支援をしてまいります。

障がい者対策につきましては、重度障がい者の買物や通院等の移動手段を確保するため、引き続きタクシー利用助成事業を行ってまいります。

また、障がい者が虐待等により一時避難が必要となる場合に備えて、一時避難場所として新たに短期入所施設を確保し、緊急時の一時避難場所の提供や避難におけるサポートを行ってまいります。

防災対策につきましては、避難所の暑さ対策など、被災者の避難生活の環境整備のため、指定避難所となっている市内の小・中学校の屋内運動場へ順次空調設備の整備を進めておりますが、令和5年度は本巣小、弾正小の設置工事と一色小、外山小の設計業務を実施してまいります。

また、近年自然災害が全国各地で発生し、災害発生時において、自助・共助の場面での活躍が期

待される防災士の資格取得のニーズが高まっています。これまでの自治会等への資格取得費用の助成や職員の防災士の資格取得に加え、市が養成機関として認定を受け、より多くの防災士を養成することを引き続き行い、災害時に活躍できる人材の育成を図ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市内の小・中学校や幼稚園、市内の公園や運動広場などにも防犯カメラを設置しておりますが、自治会が設置する防犯カメラに対し新たに補助金を交付し、地域自らの防犯活動の支援をしてまいります。

交通安全対策につきましては、学校、PTAや自治会などからの要望を踏まえ、新年度も引き続き通学路となっている市道等の拡幅や、歩道または歩行帯を設けるなどの交通安全対策を実施してまいります。

都市公園の整備につきましては、東海環状自動車道の（仮称）本巣パーキングエリアを活用するため、パーキングエリアに近接した場所に防災機能を持った都市公園の整備を進めておりますが、この公園は、平常時には市民に憩いの場や地域振興の場としての活用を、また、大規模災害時には災害救助や物資の緊急輸送、救急医療の支援拠点となるなど重要な役割を果たします。令和4年度の工事として、ドームテントや大型遊具の設置などが完了いたしますことから、令和5年度には一部を供用開始するとともに引き続き整備してまいります。

道路整備につきましては、集落間をつなぐ道路や通学路など、市民生活に密着した道路の整備をはじめ、東海環状自動車道へのアクセス道路となる市道糸貫7号線や、企業立地に伴い必要となる幹線道路の整備などを、景気対策にも資することから引き続き重点的に整備してまいります。特に令和6年度に開通予定の東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ周辺や（仮称）本巣パーキングエリア周辺の道路整備は、令和6年度の開通に支障が出ることがないように着実に進めてまいります。

環境対策につきましては、太陽光発電設備の普及促進を図るため、国の脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対し補助金を交付してまいります。

新庁舎の整備につきましては、令和5年度中の完成を目指し、新年度は実施設計に基づき、庁舎建設工事と外構工事を実施いたします。これまでの3つの分庁舎を集約することで行政機能のワンストップ化が図られ、利便性向上はもちろん災害時の迅速な対応が可能となり、安全・安心が確保され、行政サービスの向上が図られます。

学校の教育環境の整備につきましては、これまでも教科専門指導員の配置等により学力向上に成果を上げてまいりましたが、新年度は、さらに教科専門指導員を2名増員するとともに、近年の不登校児童・生徒の増加、不登校、ヤングケアラー、虐待、いじめなどの問題を背景に抱える児童・生徒の多様なニーズに応えるため、教育センター内に教育相談、不登校対策などに対応する子ども支援対策監を配置し、新たな相談や支援の体制を整備してまいります。

生涯学習の支援につきましては、学校や家庭、地域の防災力を高めるため、市内中学生を対象にジュニア防災リーダー養成事業を引き続き実施してまいります。

また、コロナ禍で延期されていましたが、青少年が日本で唯一地上戦となった沖縄を訪問し、平

和の尊さを知り、さらにその地の特色ある取組を体験し、現地の人との交流を通して訪問地の現在の思いを知り、未来を見据えた取組を知ることによって郷土本巢市のよさを見詰め、ふるさとの強みを生かしたまちづくりを主体的に考えることによって、地域のリーダーとして主体的に課題を追求する力を養うことができる機会を提供するため、青少年国内派遣事業を実施してまいります。

歴史・文化の保存につきましては、ふるさとを再認識するとともに、次世代に郷土の歴史資料を継承するため、市制20周年を節目とした市史編さんに本格的に着手してまいります。

また、国史跡であります船来山古墳群の保存・活用に当たり、子どもからお年寄りまで、幅広い年齢層が安全に歴史に親しんでもらう歴史遺産に満ちあふれた古墳公園を目指し、新年度は基本設計及び現地測量を実施してまいります。

また、淡墨桜が大正12年10月に国指定天然記念物として指定されてから、令和4年に指定100周年を迎えましたが、これからも淡墨桜の保護・保存活動を通じ、ふるさと本巢市に対するより深い愛着心を醸成することを目的に、新たにMotosuをtomosu事業を展開し、新たな魅力への気づき、発信等につなげてまいります。

本巢市は、平成16年2月1日に合併し、令和6年2月に市制20周年を迎えます。その節目を祝い、本巢市の魅力を再発見し、さらなる飛躍を目指す本巢市を市内外にアピールするため、合併20周年記念式典を開催いたします。これまでの歩みと、これからの本巢市を創造する機会としたいと考えております。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と令和5年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきました。これまでの取組や成果等を踏まえながら、事業の優先度、重要性、効果等を十分に検証し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、優先度、重要性が高い事業につきましては、限りある財源を重点的に配分し、予算を編成いたしました。今後10年、20年後を見据え、持続可能なまちとして発展を続ける上で、新年度は基盤整備の総仕上げの大変重要な時期となります。コロナ禍における厳しい状況での市政運営ではございますが、ウイズコロナ時代を見据えた社会の変化に即した対応を進め、これからも市民の皆様が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市民、企業、行政が協働で取り組んでいく市政を進めてまいりたいと考えております。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

20分から始まっておりますので、1時間以上かかりましたので、40分まで休憩します。まだ午前中に議案もたくさんありますので、入りますけど、1時間以上たちましたので、40分に再開をいたします。11時40分に再開します。暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第6 報告第1号から日程第8 報告第3号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）から日程第8、報告第3号 専決処分の報告について（R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事請負変更契約）を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和4年8月19日に本巣市上真桑地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）請負変更契約）でございます。

本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）の請負変更契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、変更金額を決定し、契約する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の報告について（R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事請負変更契約）でございます。

R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事の請負変更契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、変更金額を決定し、契約する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第1号から第3号いずれも総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第1号から報告第3号までの補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和4年8月19日午前7時55分頃、本巢市上真桑786番地6先において、学校教育課職員が公用車で前車を追い越そうとするも、前車に並びかけた際に、前車がウインカーの点灯もなく急に右折したため、相手車両と衝突したものでございます。

次に、相手方でございますが、岐阜県本巢市上真桑786番地9、古田一文氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として22万2,232円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失割合は市が3割、相手方7割でございます。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）請負変更契約）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

工事名は、本巢市庁舎敷地造成工事（南工区）でございます。

契約の変更事項につきましては、当初契約金額1億5,840万円に36万9,600円を増額し、変更後の契約金額が1億5,876万9,600円とするものでございます。

契約の相手方は、本巢市根尾板所259番地1、株式会社所組代表取締役社長 所克仁氏でございます。

次に、変更理由でございますが、建設発生土の受入れに当たり、仮設工を敷鉄板の敷設による方式に変更した等のため、契約金額を増額したものでございます。

なお、工事請負契約書等につきましては、議案の概要1ページから3ページまでのとおりでございますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

次に、報告第3号 専決処分の報告について（R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事請負変更契約）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の6ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

工事名は、R4PA周辺公園整備ドームテント新築工事でございます。

契約の変更事項につきましては、当初契約金額2億8,655万円に737万2,200円を増額し、変更後の契約金額が2億9,392万2,200円とするものでございます。

契約の相手方は、本巢市政田若宮446、白木建設株式会社代表取締役 白木裕輔氏でございます。

次に、変更理由でございますが、ドームテントの基礎の施工に当たり試掘調査を行い、現地状況に合わせた基礎形式に変更した等のため、契約金額を増額したものでございます。

なお、工事請負契約書等につきましては、議案の概要4ページから6ページまでのとおりでございますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告を終わります。

日程第9 報告第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第10号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月20日、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第4号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第4号、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第10号）の専決処分につきまして、補足説明をさせていただきます。

この補正予算（第10号）につきましては、国において核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤独感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する交付金が創設されたことに伴う関係予算につきまして、1月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの8ページの次でございます一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,438万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億1,061万9,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、県支出金、県補助金の3目衛生費県補助金1,438万円につきましては、出産・子育て応援交付金といたしまして、国の負担分に県の負担分を上乗せし、県が

ら交付されるものでございまして、割合は国が3分の2、県が6分の1の合わせて6分の5でございます。なお、本市の負担は6分の1となるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

上段の衛生費、保健衛生費の1目保健衛生総務費につきましては、伴走型相談支援事業といたしまして、既に本市が先進的に実施しております助産師等による産後ケア事業に係る財源更正でございます。

その下の2目保健事業費1,679万7,000円につきましては、令和4年4月以降に妊娠の届出をされた方に対する5万円の給付と、出産された子1人当たり5万円を給付する出産・子育て応援給付金といたしまして延べ329人分の計上と、その給付に係る事務費といたしまして時間外勤務手当と通信運搬費でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整のため241万7,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第14、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号から議案第5号につきましては、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

議案第1号から議案第3号までにつきましては、令和5年6月30日をもって任期が満了する阿部信樹氏、長屋八代美氏、山田郁恵氏をそれぞれ再度推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

また、議案第4号及び議案第5号につきましては、令和5年6月30日をもって矢野博行氏、山田奈津代氏の任期が満了するため、新たに今西美枝子氏、林かなえ氏をそれぞれ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま12時を回りましたけど、たくさんまだ議題が残っておりますので、もう少し進めますので、よろしくをお願いします。

議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

藤原市長に提案の理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

令和5年3月31日をもって任期が満了する小澤明年氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。議案第6号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

[「暫時休憩願います」と呼ぶ者あり]

12時過ぎましたので、ここで日程第16から、午後からに回します。

それでは、これで暫時休憩をいたします。再開を1時にします。ちょっと時間が短いかも知れませんが、午後1時から再開をいたしますので、お願いをいたします。

午後0時03分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

日程第16 議案第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第7号 本巣市個人情報保護法施行条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第7号 本巣市個人情報保護法施行条例についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正されたため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第7号 本巣市個人情報保護法施行条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

本巣市議会定例議案の概要12ページをお開きください。

まず、制定の趣旨でございますが、これまで個人情報の取扱いは国の行政機関、独立行政法人と民間事業者及び地方公共団体等において別々に規定されていたところでございますが、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことにより、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることとなったが、法の施行に必要となる一部の事項については地方公共団体が条例で定めることができるため、現行の本巣市個人情報保護条例を廃止し、新たにこの条例を定めるものでございます。

次に、制定内容でございます。

第4条関係（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）でございますが、改正法にて規定されている個

個人情報ファイル簿のほか、現在運用している個人情報取扱事務登録簿等について引き続き運用する規定を定めるものでございます。

第5条関係（不開示情報）でございますが、保有個人情報の開示請求における不開示情報は、本巣市情報公開条例の非公開情報との整合性を鑑み、本巣市個人情報保護法施行条例において、情報公開条例の非公開情報に合わせる規定を定めるものでございます。

第6条関係（開示請求に係る手数料）でございますが、現行の本巣市個人情報保護条例と同様に開示請求に係る手数料は無料とし、開示文書の写しの交付に要する費用は従来どおり請求者負担とするものでございます。

第7条関係（審査会への諮問）でございますが、本巣市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する本巣市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する規定を定めるものでございます。

適用関係でございますが、施行日につきましては令和5年4月1日から、また本巣市個人情報保護条例は本条例の制定に伴い廃止するものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

6条関係ですが、開示文書の写しの交付に要する費用は従来どおりにする。今スマホなどでの撮影などはどうなるのですか。

○議長（大西徳三郎君）

原部長。

○総務部長（原 誠君）

先ほど御説明しましたとおり、開示請求に係る手数料については無料とするということで、開示文書の交付に要する費用ということで、従来どおり閲覧はできますので閲覧の際にスマホで撮影をするということについては閲覧ということでございますので、それについては無料ということです。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏝本君。

○11番（鏝本規之君）

今の説明ですと、国の方針が変わったというような言い方の説明だったと思うんですが、もともとこの個人情報の保護というのはできていたものであって、また新たに設定をするということにつ

いては、国の方針という形になって、どの程度のものがどのように変わったのか説明を改めてお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

原部長。

○総務部長（原 誠君）

このたびの個人情報保護条例の制定になった理由についてということで、先ほども御説明いたしました。現在この個人情報保護に関する事務は、今、議員がおっしゃられたように本市の個人情報保護条例に基づいて行っておりますが、国において先ほど申しましたマイナンバーカード等の推進を図るといようなことでデジタル社会の形成を図るためにこういった関係法律が整備され、個人情報の取扱いに関する規定につきまして、国が一本化されることになったということでこういった法律が施行されましたので、これに伴って先ほど申しましたように本市で定めます個人情報保護条例を廃止しまして、新たにこの条例を定めるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

本巢市における個人情報という、どの程度この枠の中に入るのかなということでもあります。さきの広域連合の報告の中にもありましたけれども、広域連合の場合ですとこの個人情報というのが桁違いに多いですね。健康保険等々のことから老人福祉の云々の保険等々からいって、万を超えるだけの情報があるということで、慎重審議をしたわけでありましてけれども、この本巢市においてはどの程度あるのかな。いろいろなところからいろんな話を聞いてみると、一つの区切りが1,000という単位になっているというふうに聞いておりますので、それを優に超えるだけの個人情報があるのか否かお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

原部長。

○総務部長（原 誠君）

個人情報の定義につきましては、国がガイドラインを定めておりまして、そのガイドラインによりますと、個人情報とは生存する個人に関する情報であり、市民等の氏名、住所、性別、生年月日など個人を特定できる情報のほか、市民等の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報が書かれた文書や記録などを指すということでガイドラインで定義されていますので、そういったことを踏まえたと市民の全ての方となりますとそういった人口ということで3万何千人のそういったものが情報に当たるということになるかと思っております。以上でございます。

○11番（鏑本規之君）

はい、結構です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第7号 本巣市個人情報保護法施行条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、発議第1号 本巣市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。発議第1号については、提出者に説明を求めます。

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

それでは、発議第1号 本巣市議会の個人情報の保護に関する条例について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、先ほど原部長もおっしゃられていたとおり、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになりましたが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る法律の対象となっていないことや基本的に地方公共団体の機関から除外されていることから、現行の個人情報の保護に係る事務手続について、引き続きこれまでと同様に自律的な措置を講ずることができるよう改正法に沿って条例を定めるものであります。

また、この条例の作成に当たっては全国市議会議長会が全国都道府県議会議長会、全国町村議長

会と共同で個人情報保護委員会及び総務省の助言、協力を得て作成し示された個人情報保護条例（例）を基に令和5年4月以降に執行部が行う個人情報保護に関する事務との整合性を図るとともに、必要な調整を行った上で作成しております。

条例で規定する主な内容としましては、個人情報の取扱いについて、個人情報ファイル等について、開示、訂正及び利用停止等について、罰則についてなどを規定しております。

また、市議会が取り扱う個人情報事務の例としましては、市議会議員名簿の管理に関する事務、市議会議員の共済に関する事務、市議会議員の慶弔に関する事務、市議会傍聴の受付に関する事務、請願、陳情、意見書の取扱いに関する事務などとなっております。

ここで、個人情報保護条例（例）から主な追加、修正点について説明させていただきます。

まず、第17条の2にある登録簿の規定について、以前から業務として行ってきました個人情報取扱事務に係る登録簿を引き続き執行部が行う事務と同様に進めていくことができるよう登録簿に関する規定を追加しています。

また、第50条にある審査会の規定について、条例では諮問する機関を「審議会」として別で定めています。本巣市においては「審査会」が行うこととしていることから、「審議会」を「審査会」に訂正しております。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

提出者にお伺いするわけでありませけれども、さきの議案7号でもお聞きをしましたがけれども、国の定めによってというふうになっています。この国の定めの中において、今回は本巣市議会の個人情報ということになっています。議会の個人情報ということになっております。この議会の個人情報とは、何を指して個人情報というのかなということでお聞きをいたします。議会はどこまで行っても公開が原則であります。その中において、今言われるように請願とかいろいろなものについてもということが書かれていましたけれども、これも全てこの議会に提出されるものは全て公開が原則でありますので、情報とはならないというふうに思っておるわけであります。また、議員の住所等々云々というの、どこまで行ってもこれも議員は公の人でありますので、個人情報の中に当てはまるのか否かということについては、よく私の中では議会はどこまで行っても公開が原則、三権分立の中から見てもそういうふううたわれていることを見ると、議会が取り扱う個人情報とは何かということがよく分からないので、御説明をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○6番（高橋勇樹君）

鏑本議員の質問にちょっとお答えさせていただきます。

ここで言う議会の個人情報の保護の議会における個人情報は、先ほどもちょっとお伝えしましたとおり、傍聴の受付に伴う傍聴許可書のときにお名前を書いておりますけれども、そういった申請書だったりとか、元議員なども含む市議会議員の経歴情報、また議員年金に関する受給者、遺族など、そのほかにも議会事務局における業務上知り得た個人情報、さらに意見書、また採択に伴う個人情報など、議会に必要であることなどにより、その取扱いが求められる場合にはそういったものが個人情報とされます。

ただ、主に議会事務局において取り扱う行政文書と言われるものや議員個人が作成する文書などや執行部などが配付された資料などはあえて個人情報とはなりません。よろしかったですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○11番（鏑本規之君）

今の説明で大方のことは分かったわけでありましてけれども、これは議会ということであって、議員ということではないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（大西徳三郎君）

高橋君。

○6番（高橋勇樹君）

議員個人情報というのはおっしゃるとおり、公開するものばかりだと思いますけれども、基本的にそのような解釈でよろしいかと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第1号 本巣市議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要14ページをお開きください。

まず、制定の趣旨でございますが、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、現行の本巣市個人情報保護条例を廃止し、新たに本巣市個人情報保護法施行条例及び本巣市議会の個人情報の保護に関する条例を制定することに伴い、引用条項等を整理するため関係条例を改正するものでございます。

次に、制定内容でございます。

第1条関係（本巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）でございますが、第1条中「本巣市個人情報保護条例第29条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定

により読み替えて準用する同条第1項及び本巢市議会の個人情報の保護に関する条例第45条」に改正し、実施機関として「本巢市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び本巢市議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会」を定義し、第2条中「本巢市情報公開条例及び本巢市個人情報保護条例」を「本巢市個人情報保護法施行条例第7条及び本巢市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議し、並びに本巢市情報公開条例」に改正するものでございます。

第2条関係（本巢市手数料徴収条例の一部改正）でございますが、第2条第3項及び別表6の部13の項中「本巢市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律若しくは本巢市議会の個人情報の保護に関する条例」に改正するものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第8号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第9号から日程第29 議案第19号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、議案第9号 本巢市債権管理条例についてから日程第29、議案第19号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを

一括議題とします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第9号 本巣市債権管理条例についてでございます。

市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

定年延長制度の導入に伴い、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例が改正されたため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の定年の引上げによる高齢期職員の増加及び新たな行政需要に対応するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校嘱託薬剤師による新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の増加に伴い報酬額を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給について所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。

本市の産業の振興と雇用のさらなる拡大を目指し、奨励措置の対象として新たにホテル等を追加するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巣市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣市東外山ふれあい広場のグラウンド部分の利用を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巣市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

下水道事業における本巣市下水道事業推進審議会について、経営戦略の見直し及び料金の検討等、水道事業における本巣市水道事業運営審議会と同様の審議内容等であることから、審議会を統一し本巣市上下水道事業経営審議会とするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、子ども・子育て支援

法が改正されたことに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきまして、議案第9号は総務部長から、議案第10号から議案第12号までは企画部長から、議案第13号は市民環境部長から、議案第14号は産業建設部長から、議案第15号は林政部長から、議案第16号は上下水道部長から、議案第17号から議案第19号までは教育委員会事務局長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第9号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第9号 本巣市債権管理条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要18ページをお開きください。

まず、制定の趣旨でございますが、市の債権管理に関する基準を定めた条例等が未整備であったため、法的措置や権利放棄に関する手続が迅速に行えないなど、効率的な管理手続が課題となっていることから、市が保有する全ての債権の管理に関し、統一的な基準を定めることにより一層の適正化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、制定内容でございます。

第5条関係では、債権管理に関する正確な情報の記録が重要であり、そのための情報を記載した台帳を整備することを規定するものでございます。

第6条関係では、法令等に規定する守秘義務に反しない限り、関係部局間で情報共有できることを規定するものでございます。

第8条関係では、強制徴収債権について法令等に基づき滞納処分や徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止を行うことを規定するものでございます。

第9条関係では、非強制徴収債権について、督促後もなお履行されない場合は、強制執行等の法的措置を執ること及び資力がないと認められるなど、やむを得ない事情のある場合には、法令等の

規定に基づき徴収停止や履行期限の延長等を行うことができることを規定するものでございます。

第10条関係では、非強制徴収債権のうち、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権に限り、債権を放棄することができること及び債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないことを規定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第10号から議案第12号までの補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、議案第10号 本巣市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の19ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、1の改正の趣旨でございますが、定年延長制度の導入に伴い、岐阜縣市町村職員退職手当組合退職手当条例が改正され、定年前に退職する意思を有する職員の募集等のうち、年齢別構成の適正化を図ることを目的とする募集について、定年引上げ後においても現行と同じく45歳以上の職員を対象とすることとされました。これに併せまして、本市の条例における早期応募認定退職につきましても同様の年齢の職員を対象とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、第2条におきまして、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員とある部分を、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員とするものでございます。

3の適用関係でございますが、(1)の施行期日は令和5年4月1日、(2)の経過措置としまして、当分の間、第2条第1項第1号中の「定年」とあるのは「本巣市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の本巣市職員の定年等に関する条例第3条本文中に掲げる職員にあっては60歳、同条ただし書に掲げる職員にあっては70歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とするものでございます。

続きまして、議案第11号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の21ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1の改正の趣旨でございますが、職員の定年の引上げに伴い、高齢期職員の増加や新たな行政需要の対応が必要であり、今後の職員の定数が上限を超えることが想定されることから、職員の定数等の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、第2条におきましては、高齢期職員の増加に伴いまして、まずは区分の見直しとしまして弾力的に対応できる体制を整えるために教育委員会事務局及び教育委員会が所管する学校その他の教育機関の区分を一つとするものでございます。

また、定数につきましても高齢期職員の増加に伴い、その活用、活躍の場を確保するために定数の増を行うものとし、新たな行政需要に対するための職員定数の見直しをするものでございます。

なお、併せて会計年度任用職員の整理につきましても行うこととしております。

3の適用関係につきましても、令和5年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第12号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

同じく議案の概要の23ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、1の改正の趣旨でございますが、学校環境衛生基準に定められました検査の実施とその結果に基づく指導等の業務の増加に加えまして、依然として感染が継続する新型コロナウイルス感染症の対応業務の増加などを伴いまして、報酬額の改正に関し本巣市医師会と旧本巣郡内の市町村との協議に基づきまして、旧本巣郡内の市町村との均衡を図るため改正をするものでございます。

2の改正の内容につきましても、学校嘱託薬剤師の報酬額を年額1校11万5,000円から12万円にするものでございます。また、ただし書の根尾地区の学校嘱託薬剤師の報酬額は1校につき12万5,000円から13万円にするものでございます。

3の施行期日につきましても、令和5年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、議案第13号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第13号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の25ページをお願いします。

1の改正趣旨でございますが、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産一時金の額は令和4年度全施設の出産費用平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げることとされ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給について、48万8,000円に産科医療補償制度の掛金相当の1万2,000円を加算した総額50万円を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、出産育児一時金の額を現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和5年4月1日でございます。

また、経過措置といたしまして、施行日である4月1日より前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については、請求書が4月1日後に提出された場合であっても改正前の金額になるというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第14号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第14号 本巣市企業立地促進条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案の概要27ページを御覧いただきたいと思います。

1の改正趣旨でございますが、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの開通等により交流人口の拡大が見込まれる中、本市の産業の振興と雇用のさらなる拡大を目指し、奨励措置の対象として新たにホテル等を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

第2条第2号関係の定義では、奨励措置の対象として新たに追加するホテル等を「日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち小分類751の旅館、ホテルかつ旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）」を定義するものであります。

第5条関係の申請の条件では、奨励措置の対象として新たにホテル等を追加するに当たり、申請の条件に操業開始の日における投下固定資産の総額が、1億円（中小企業にあつては5,000万円）以上、かつ当該ホテル等の総客室の数が50室以上であること及び申請の日まで本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例第3条に基づく市長の同意を得ていなければならないを加えて対象とするものであります。

3の適用関係といたしまして、施行期日は令和5年4月1日でございます。

経過措置として、改正後の本巣市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行日の日以後に第4条の規定により指定を受けた事業者について適用し、施行日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第15号の補足説明を高井林政部長に求めます。

高井部長。

○林政部長（高井和之君）

議案第15号 本巣市東外山ふれあい広場条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

1. 改正趣旨。本巣市東外山ふれあい広場は、旧本巣町時代に林業振興と林業者等の健康増進及び人との触れ合いを図るため整備した施設で、土地については地権者と賃貸借契約を結んで管理し、グラウンド施設と農林産物販売施設については時間利用料を徴収し利用許可を行っております。こ

のうち、グラウンド施設は利用頻度が低く、また地権者より土地の有効利用のため契約解除の要望があったことから、グラウンド施設の利用を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

2. 改正内容。

第1条関係（設置）の目的が書いてありますが、グラウンドの施設を廃止しますので、林業者等の健康増進の文言を削除するものでございます。

第2条、代表地番をグラウンド部分に当てておりまして、本巢市外山1100番地1となっておりますので、こちらを残る駐車場の部分、本巢市外山1130番地1に改正するものでございます。

3. 施行期日。令和5年4月1日です。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、議案第16号の補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第16号 本巢市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の35ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、下水道事業の現状は水道事業と同様に維持管理が主であり、審議会における審議内容が同様であり、組織される委員も重複しており、下水道事業を地方公営企業に移行したことから、将来にわたり公営企業としての健全な経営を保つため、効率的な運営について審議することを目的として審議会を統一し、本巢市上下水道事業経営審議会とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、37ページを御覧ください。

新旧対照表でございます。右が現行で、左が改正案でございます。

第1条は、上下水道事業の経営を健全なものとするための審議機関として、現行の本巢市水道事業運営審議会を、本巢市上下水道事業経営審議会とするものでございます。

第2条は、審議事項につきまして現行の水道事業の整備計画、運営に関するものを、上下水道事業の計画、料金の検討に関することとするものでございます。

第3条は、委員の委嘱につきまして、現行の公共団体等の代表者を、団体及び企業の代表者とするものでございます。

第7条は、議事録について条文を追加するものでございます。

第8条、第9条につきましては、条文の追加による条の繰下げでございます。

36ページを御覧ください。

3の適用関係でございますが、施行期日は公布の日からでございます。

本巢市下水道事業推進審議会条例の廃止でございますが、本条例の施行に伴い廃止するものでございます。

経過措置でございますが、本条例の施行の際、現に本巢市水道事業運営審議会委員である者は、本条例により任命または委嘱されたものとみなし、その任期は旧条例の規定による残任期間とするものでございます。

本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、本条例の施行に伴い、本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中「水道事業運営審議会委員」を「上下水道事業経営審議会委員」に改め「下水道事業推進審議会委員」を削るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第17号から議案第19号までの補足説明を青山教育委員会事務局長に求めます。
青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、議案第17号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の40ページをお開きください。

初めに制定趣旨でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、関係する46本の法律が改正となり、そのうちの子ども・子育て支援法の改正に伴い、今回引用条項の整理を行うため、関係条例を改正するものでございます。

次に、制定内容につきましては、第1条関係では、本巢市子ども・子育て会議条例の一部改正といたしまして、国の子ども・子育て会議が廃止され、その機能がこども家庭庁に新たに設置されるこども家庭審議会に移管されることにより関係する条項が削除となり、地方版子ども・子育て会議の引用条項のずれが生じたことにより整理を行うものでございます。

第2条関係の本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正及び第3条関係の本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正につきましても、引用条項のずれが生じたことにより整理を行うものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第18号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の54ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係する規定について整備するため、所要の改正を行うものでございます。

制定内容につきましては、第1条関係では、児童福祉法の一部改正により引用条項を改正するものでございます。

次に、第7条の2関係では、安全計画の策定、職員への周知と研修及び訓練の実施、計画の保護

者への周知などの規定が追加されたことに伴い、それが義務化されたことによる関係条項が追加されたことにより改正を行うものでございます。

第10条関係では、併設する他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合には、保育に支障がない場合に限るとの規定が追加されたことにより、改正をするものでございます。

最後に第14条の2項関係では、感染症及び食中毒のまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対する研修や訓練の定期的な実施をする条文が追加されたことにより、整備を行うものでございます。

施行期日は令和5年4月1日でございます。

次に、議案第19号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の57ページをお開きください。

改正趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、関係する規定について整備するため、所要の改正を行うものでございます。

制定内容では、第6条の2関係では、安全計画の策定、職員への周知と研修及び訓練の定期的な実施並びに保護者への安全計画に伴う取組内容等の周知について、関係条項が追加されたことにより改正をするものでございます。

第12条関係では、放課後児童健全育成事業所ごとに感染症や非常災害発生時における利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定及び職員に対する周知、研修及び定期的な訓練の実施についての条項が追加されたことにより、所要の整備を行うものでございます。

最後に第13条関係では、放課後児童健全育成事業所における感染症及び食中毒のまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対する研修や訓練の定期的な実施についての条項が追加されたことにより、所要の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第30 議案第20号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第30、議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）を議題といたします。

藤原市長に提案の理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）でございます。

市が所有し自治会が管理する地区公民館敷地について、当該地区地縁団体に無償譲渡するため、

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第20号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の60ページをお開きください。

今回無償譲渡をしよういたします下屋井公民館敷地は、平成25年7月31日付で市が旧所有者から寄附を受けた土地であり、南屋井自治会が市から借り受けて下屋井公民館と一体的に管理しております。本市といたしましては、これまでに地元自治会が管理している地区公民館等につきましては、地方自治法第260条の2第1項の規定により、認可を受けた地縁団体へ無償譲渡を進めてきたところでございます。

南屋井自治会への譲渡につきましては、下屋井公民館敷地は自治会活動の一拠点として敷地の管理を行っており、地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体として平成11年7月1日に認可を受けた南屋井自治会により、令和4年10月25日、当該財産の譲与申請が提出されたため、議会の議決を経て地縁団体へ無償譲渡するものでございます。

議会定例会議案の50ページをお開きください。

無償譲渡をいたします財産について御説明をさせていただきます。

無償譲渡する土地でございますが、所在につきましては、本巢市屋井字早稲田731番2でございます。地目につきましては宅地、地積につきましては98.00平方メートルでございます。

無償譲渡の相手方でございますが、本巢市屋井568番地2、団体名につきましては南屋井自治会代表者 近藤雅俊でございます。

無償譲渡の条件でございますが、地域住民の交流拠点施設として使用することを条件としております。

なお、無償譲渡いたします施設の位置及び状況等につきましては、議案の概要61ページから62ページまでのとおりでございますので、併せて御覧いただければと存じます。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第20号 財産の無償譲渡について（下屋井公民館敷地）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 議案第21号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第31、議案第21号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第21号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

根尾東辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じたため、計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては企画部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第21号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、議案第21号の補足説明をさせていただきます。

議案第21号につきましては、根尾東辺地に係る総合整備計画の変更でございまして、今回事業費の変更などによりまして計画の変更を行うものでございます。

内容につきましては、申し訳ございませんが、議案の概要の64ページを御覧いただけますでしょうか。

総合整備計画の変更、参考資料の新旧対照表でございますが、区分2のところの公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして50世帯を46世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、林道につきまして林道道谷線改良事業測量設計の減、林道鍋倉谷線舗装事業の延長及び面積の変更、林道上大須線改良事業の測量設計の追加などによりまして、トータルといたしまして事業費321万4,000円の増となり、辺地対策事業債の予定額610万円を増額し、4,730万円とするものでございます。

以上、議案第21号の補足説明とさせていただきます。

日程第32 議案第22号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、日程第32、議案第22号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

温井地区企業用地造成事業に伴い市道路線を廃止、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの建設及び道路改良工事に伴い市道路線を廃止し新たに認定、並びに民間開発により市に寄附される道路について市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第22号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第22号 市道路線の廃止及び認定について、補足説明をいたします。

議案の概要の65ページの廃止・認定する路線説明を御覧いただきたいと思っております。

廃止番号1の市道真正1108号線につきましては、温井地区企業用地造成事業に伴い、既存の市道が企業用地内となることから、67ページを御覧ください。廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

次に、議案の概要の65ページにお戻りください。

廃止番号2の市道糸貫3042号線につきましては、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの建設工事等の道路改良に伴い、また廃止番号3の市道糸貫3048号線におきましても東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの建設に伴いまして、69ページ、70ページを御覧いただきたいと思います。それぞれ廃止する路線のとおり、現況の路線を廃止して、72ページ、73ページを御覧いただきたいと思います。認定する路線図のとおり、それぞれ認定をお願いするものでございます。

次に、議案の概要の65ページにお戻りいただきたいと思います。

認定番号3の市道糸貫3099号線は、市道糸貫7号線の道路改良に伴い、また認定番号4の市道糸貫3100号線は、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの建設工事に伴いまして、74ページ、75ページを御覧いただきたいと思います。認定する路線図のとおり、新たに路線を認定するものでございます。

次に、議案の概要の65ページにお戻りいただきたいと思います。

認定番号5の市道真正2381号線につきましては、軽海字三ノ坪地内の10戸の専用住宅の分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、77ページを御覧ください。認定する路線図のとおり新たに路線を認定するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

時間が1時間以上たちましたので、ここで10分ほど休憩をいたします。この時計で2時20分まで休憩します。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

日程第33 議案第23号から日程第36 議案第26号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第33、議案第23号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第11号）についてから日程第36、議案第26号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第23号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,186万4,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金及び宝くじ等収益金等の新規計上、普通交付税、防災・安全交付金、財政調整基金利子等の財産運用収入及び合併特例債等の増額並びに財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金、緊急防災・減災事業債及び過疎債等の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、地域医療機関等への物価高騰に対する支援に伴う地域医療機関等物価高騰対策支援金及び幼稚園通園バスの車内点検支援装置の設置に伴う公用自動車用備品の新規計上、主に債券売買による運用収益の増加に伴う財政調整基金積立金及び国の補正予算により財源措置された長良糸貫線道路整備事業等の増額並びに継続費年割額の当該年度事業費減に伴う庁舎整備工事、企業用地造成事業特別会計繰出金、NEO桜交流ランドの施設休止に伴う施設補修工事及び消防署整備に係る実施設計等を延期したことに伴う設計委託料等の減額でございます。

また、市道の新設及び改良等に係る工事のほか、主にインフラ関連事業を中心に、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第24号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,450万3,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費が増加したことに伴う普通交付金等の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例措置による負担増額等に伴う災害等臨時特例補助金の新規計上でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、医療費の増加に伴う一般被保険者療養給付費等の増額でございます。

次に、議案第25号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ687万1,000円を増額するものでございます。

歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料の増額、保険基盤安定繰入金及び前年度繰越金の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

次に、議案第26号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,654万4,000円を減額するものでございます。

歳入といたしましては、土地売却代金及び一般会計繰入金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、事業費の減に伴う工事請負費及び一般会計繰出金等の減額でございます。

また、企業用地造成事業における2件の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第23号は副市長から、議案第24号及び議案第25号は市民環境部長から、議案第26号は産業建設部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、議案第23号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第23号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第11号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの55ページの次のページにございます補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,186万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億8,248万3,000円とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の補正をお願いするものでございます。庁舎建設事業におきまして、外部トイレの整備などに伴い、総額を1億1,457万2,000円増額するとともに、外構植栽工事において樹木の植栽時期を考慮し、その一部を令和6年度に変更したことによる令和6年度事業費3,900万円の新規計上を含めた年割額の変更でございます。

続きまして、7ページを御覧願います。

第3表といたしまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

まず、一番上の防犯カメラ設置事業につきましては、公共施設に設置予定の防犯カメラの部品に使用される半導体の不足に伴い年度内の完了が見込めないこと、その下の戸籍情報システム改修事業につきましては、国が定めるシステム改修に係る仕様書の見直しに不測の期間を要したこと、またその下の農業用・排水路整備事業とその下の道路新設改良事業、1つ飛びまして、用悪水路整備事業の3事業につきましては、いずれもコンクリート製品の不足により、またその上の社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の補正予算対応による事業費の増によりまして、いずれも年度内の完了が見込めないことによるものでございます。さらに2段下のPA周辺公園整備事業につきましては、多目的広場などの整備において関係機関との調整に不測の期間を要したこと、またその下の小学校屋内運動場空調設備設置事業につきましては、空調設備の部品に使用される半導体の不足、その下の幼児園通園バス車内点検装置設置事業につきましては、国の補正予算対応による事業費の増、一番下の林道災害復旧事業につきましては、立木所有者との調整に不測の期間を要したことによりまして、いずれも年度内の完了が見込めない、以上10の事業につきましてそれぞれ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

第4表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

変更するものといたしまして、まず一番上の消防債でございますが、借入れに伴う国の協議により根尾地域に配備予定の小型動力ポンプ積載車に係る起債を過疎債から緊急防災減災事業債に変更したことによる500万円の増額と、消防署整備事業において今年度予定しておりました実施設計業務等を延期したことによる5,470万円の減額を合わせた4,970万円の減額でございます。

次に、その下の過疎債につきましては、先ほど御説明申し上げました根尾地域に配備予定の小型動力ポンプ積載車に係る起債を消防債に変更したことによる500万円の減額と、NEO桜交流ランドの休止に伴い温泉館の熱源機器更新工事等を見送ったことによる3,960万円の減額を合わせた4,460万円の減額でございます。

その下の合併特例債につきましては、国の補正予算対応による長良糸貫線整備事業の増に伴い1億8,090万円の増額をお願いするものでございます。

これよりは歳入歳出補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、今度は議案の概要のつづりをお開き願いたいと思います。

概要のつづりの77ページの次のページでございます補正予算の概要の1ページを御覧願います。

まず歳入でございますが、一番上の市税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者に対する軽減措置として減額する固定資産税1,009万7,000円の減額でございます。

その下の地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金といたしまして、先ほど御説明申し上げました固定資産税の減収分と同額を計上するものでございます。

次に、その下の地方交付税8,685万4,000円の増額につきましては、今年度の普通交付税の再算定におきまして新たに臨時経済対策費が創設されたことによる増額に加えまして、当初算定における調整額の復活による増額でございます。

その下の使用料732万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により糸貫川プールの利用を中止したことによる市民スポーツプラザ使用料の減額でございます。

その下の国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナポイント付与に係るマイナンバーカードの申請期間延長に伴い、不要となる普及促進用のクオカードに係る個人番号カード交付事務費補助金250万円の減額でございます。同じく国庫補助金の防災・安全交付金1億2,523万5,000円につきましては、国の補正予算対応による長良糸貫線整備事業費の増に伴うものでございます。

その下の県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金175万円の減額につきましては、保険料の軽減を受ける対象者の減に伴う保険基盤安定負担金の減額でございます。

その下の県補助金の清流の国ぎふ推進補助金666万円につきましては、今年度実施の根尾川サイクリングロード整備事業及び淡墨桜国指定100周年事業に対する県補助金の新規計上でございます。その下のこどもの安心・安全対策支援事業費補助金122万5,000円につきましては、幼稚園通園バス

での置き去り防止のための車内点検支援装置設置費に対する県補助金の新規計上でございます。

その下の財産運用収入3,694万1,000円につきましては、債券運用収益の増に伴う財政調整基金利子をはじめ記載の基金利子の増額でございます。

2ページを御覧願います。

一番上の寄附金61万6,000円につきましては、弾正幼児園整備事業に対する企業版ふるさと納税寄附金10万円と、健康増進事業に対する保健衛生費寄附金51万6,000円でございます。

その下の繰入金の特設会計繰入金2,872万7,000円につきましては、企業用地造成事業特別会計における土地売払い代金の確定に伴う繰入金の減額でございます。その下の財政調整基金繰入金1億円の減額につきましては、財源調整による減額でございます。次に、その下の公共施設等整備基金繰入金1億3,400万円の減額につきましては、庁舎整備事業に係る継続費年割額の変更に伴う繰入金の減額でございます。その下の森林環境譲与税活用基金繰入金924万円の減額につきましては、森林環境譲与税活用事業費の減に伴う繰入金の皆減でございます。

その下の諸収入のハロウィンジャンボ宝くじ等収益金604万6,000円とサマージャンボ宝くじ等収益金522万8,000円につきましては、県に配分されたそれぞれの収益金の一部が岐阜県市町村振興協会を通じて交付されるものでございます。

下段の市債につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、3ページを御覧願います。

ここからは歳出でございます。

まず、総務費、財産管理費につきましては、庁舎整備事業における進捗状況に合わせた継続費の年割額の変更に伴う監理委託料30万3,000円及び庁舎整備工事費1億3,313万3,000円の減額に加えまして、庁舎整備に活用する木材の伐採面積の減に伴う市有林伐採等業務委託料1,029万4,000円の減額でございます。

その下の企画費182万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により淡墨桜感謝祭を縮小開催としたことによるそれぞれ記載の経費の減額でございます。

その下の財政調整基金費2,200万円と、次の公共施設等整備基金費900万円、その下の樽見鉄道対策基金費40万円につきましては、主に債券運用収益の増に伴うそれぞれの基金積立金の増額でございます。

その下の戸籍住民基本台帳費750万円の減額につきましては、歳入で御説明申し上げましたマイナポイント付与に係るマイナンバーカードの申請期間延長に伴い不要となる普及促進用のクオカードに係る消耗品費の減額でございます。

次に、民生費の後期高齢者医療費233万3,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました保険料の軽減を受ける対象者の減により、保険基盤安定負担金が減額となったことに伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。

その下の衛生費の保健衛生総務費196万6,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました寄

附金を活用した血圧計などの購入に係る消耗品費と備品購入費の合わせた51万6,000円に加えまして、市内の歯科医師会及び薬剤師会所属の29事業所に対し、それぞれ5万円を給付する地域医療機関等物価高騰対策支援金145万円の新規計上でございます。

その下の農林水産業費の農業振興費400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりもとす織部祭りが中止となったことによる実行委員会補助金の皆減でございます。

その下の林業振興費497万7,000円の減額につきましては、森林環境譲与税事業における契約差金等による委託料及び森林歩道修繕工事費の減額でございます。

その下の森林環境譲与税活用基金費603万4,000円につきましては、森林環境譲与税を受けて実施しました事業費と譲与税額との差額を基金に積み立てるための基金積立金の増額でございます。

4ページをお開き願います。

上段の商工費の商工振興費4,781万7,000円の減額につきましては、企業用地造成事業特別会計における事業費が減となったことに伴う繰出金の減額でございます。

その下の観光費5,584万7,000円の減額につきましては、NEO桜交流ランドの休止に伴い温泉館の熱源機器更新工事等を見送ったことによる施設補修工事費4,084万7,000円の減額に加え、新型コロナウイルス感染症の影響によりうすずみサマーフェスティバル、根尾盆踊り花火大会及び花とほたる祭りのイベントが中止となりましたことから、それぞれの実行委員会に対する補助金の皆減でございます。

その下の地域交流施設整備基金積立金124万7,000円につきましては、北部観光施設寄附金の剰余分を基金に積み立てるものでございます。

土木費の橋りょう維持費60万2,000円につきましては、谷汲山大橋の橋梁点検の実施等に伴う谷汲山大橋維持管理負担金の増額でございます。

その下の社会資本整備総合交付金事業費3億9,305万2,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました国の補正予算対応による長良糸貫線整備事業に係る測量調査設計等委託料、市道改良工事費の増額でございます。

その下の消防費の消防施設費7,947万8,000円につきましては、今年度予定しておりました消防署整備事業における実施設計業務等を延期したことによる設計委託料の減額でございます。

その下の教育費の幼稚園管理費138万6,000円につきましては、幼稚園通園バスでの置き去り防止のための車内点検支援装置設置費に伴う園児バス7台分の公用自動車用備品の新規計上でございます。

その下の社会教育総務費400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりふれあいサマーフェスタが中止となったことによる実行委員会に対する補助金の皆減でございます。

その下の安藤基金費36万9,000円とその下の淡墨桜保護基金費110万円につきましては、歳入で御説明申し上げました主に債券運用収益の増に伴うそれぞれの基金積立金の増額でございます。

その下の保健体育総務費596万6,000円の減額につきましても、同じく新型コロナウイルス感染症

の影響により市民運動会及び早春淡墨桜浪漫ウォークのイベントを中止したことによるそれぞれの実行委員会に対する補助金の皆減でございます。

その下の体育施設費1,157万6,000円の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により市民スポーツプラザ糸貫川プールの利用を中止したことによる糸貫川プール管理委託料の減額でございます。

5ページをお開き願います。

上段の公債費につきましても、主に借入れを予定しておりました事業費の減に伴う償還元金1,718万6,000円の減額と、主に新たに借入れを行った利率の増に伴う償還利子56万4,000円の増額でございます。

その下の予備費につきましても、財源調整により2,037万8,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、議案第24号及び議案第25号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第24号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧願います。一般会計の補正予算書の次のつづりになります。

第1条でございますが、補正額につきましては事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,450万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,915万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項2目の保険給付費等交付金5,358万4,000円の増額につきましては、普通交付金及び特別交付金の増によるものでございます。普通交付金5,300万円の増額につきましては、療養給付費が大きく増となったためでございます。2節の特別交付金58万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国保税の減免に対する特別調整交付金が交付されるための増でございます。

なお、この特別調整交付金では保険税減免総額の4割分の計上となっており、残りの6割分につきましては後ほど説明させていただく国庫補助金の災害等臨時特例補助金に計上をさせていただいております。

次の5款財産収入、1項1目の利子及び配当金4万2,000円の増額につきましては、定期預金の基金利子の増等によるものでございます。

次の9款国庫支出金、1項1目の災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感

感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険税減免総額の6割分でございます。

次に、歳出でございます。

7ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費5,300万円の増額につきましては、医療の高度化や新型コロナによる受診控えの減少等によるものと思われま。

次の3款国民健康保険事業費納付金、1項1目の一般被保険者医療給付費分から、次のページの3款3項1目の介護納付金分につきましては、歳入で御説明申し上げました特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金を既存歳出予算に充当することによる財源更正でございます。

8ページ中段にあります5款基金積立金、1項1目の国民健康保険基金積立金4万2,000円の増額につきましては、歳入で御説明申し上げました基金利子の増額分と同額を基金に積み立てるものでございます。

次の7款1項1目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号 令和4年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億287万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目の特別徴収保険料の1節現年度分は488万7,000円の減、2目の普通徴収保険料の1節現年度分は1,402万円の増、2節の滞納繰越分は徴収実績により31万円の増となり、保険料合計では944万3,000円の増額となりました。その要因といたしましては、団塊の世代が令和4年度より75歳を迎えていることにより、当初予算時に比べ普通徴収の割合が高くなったことによること、また1人当たりの保険料調定額も2,000円ほど増えたことにより保険料の合計では増額となったものでございます。

次の4款繰入金、1項1目一般会計繰入金233万3,000円の減額につきましては、低所得者軽減措置分に係る保険基盤安定繰入金が減となったことによるものでございます。

次の5款1項1目1節の前年度繰越金の23万9,000円の減額につきましては、当初見込みからの減によるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金711万円の増額につきましては、保険料等負担金として岐阜県後期高齢者医療広域連合へ支払うものでございますが、歳入で御説明申し上げました保険料と保険基盤安定繰入金の合計を計上するものでございます。

次の5款1項1目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、議案第26号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

議案第26号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりにございます令和4年度企業用地造成事業特別会計補正予算書（第3号）をお開き願います。先ほどの後期高齢者医療特別会計補正予算書の次になります。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,654万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,845万6,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

第2表としまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。浅木地区企業用地造成事業につきましては、開発許可及び農地転用許可申請手続に不測の日数を要したことにより、年度内の移転登記及び補償費の支払いが見込めないこと、温井地区企業用地造成事業につきましては、地権者の家屋移転に不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めないことによりまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして説明させていただきます。

1款財産収入、1項1目不動産売却収入2,872万7,000円の減額につきましては、温井地区企業用地造成事業に係る土地売却代金が確定したことによる減額であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金4,781万7,000円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして説明させていただきます。

1款企業用地造成事業費、1項1目企業用地造成事業費4,307万8,000円の減額につきましては、除草工事の不施工による減額及び他工事との搬出の調整により事業費の減少に伴う造成工事の減額でございます。

2款諸支出金、1項1目一般会計繰出金2,872万7,000円につきましては、土地売却代金の確定に伴い一般会計繰出金の減額でございます。

また、3款1項1目予備費473万9,000円につきましては、事業の進捗に伴い予備費の執行見込みがないため、減額をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第37 議案第27号から日程第43 議案第33号まで（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、日程第37、議案第27号 令和5年度本巢市一般会計予算についてから日程第43、議案第33号 令和5年度本巢市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。ちょっと長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、議案第27号 令和5年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ225億6,000万円でございます。前年度予算額に比べ16億円、7.6%の増額でございます。

歳入の主なものといたしまして、市税につきましては総額53億7,549万2,000円。市税につきましては、市民税において個人所得の回復により1,115万7,000円の増、また固定資産税においては市南部地区への企業立地などによりまして1億2,477万4,000円の増となっており、前年度予算額より1億4,139万8,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、6,200万円の増額となる8億4,600万円を計上いたしております。

地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者に対する固定資産税の軽減措置に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増によりまして、584万6,000円の増額となる4,184万6,000円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税2億円の増によりまして46億2,000万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、総額15億5,757万円でございます。主に社会資本整備総合交付金1億6,838万2,000円の減、防災・安全交付金2億1,461万9,000円の皆減などによりまして、前年度予算額より2億6,960万8,000円の減額となっております。

県支出金につきましては、総額9億3,324万円でございます。主に障害者自立支援給付費負担金421万3,000円の増、出産・子育て応援交付金349万9,000円の皆増、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金1,989万5,000円の皆増などによりまして、前年度予算額より366万7,000円の増額となっております。

寄附金につきましては、ふるさととす応援寄附金等、総額7億6,676万6,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、総額18億1,197万3,000円でございます。特別会計繰入金7,100万円の増、財政調整基金繰入金7,500万円の増、公共施設等整備基金繰入金5億3,488万7,000円の増などによりまして、前年度予算額より6億9,545万1,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額48億620万円でございます。主に公共事業等債2億5,370万円の皆増、学校教育施設等整備事業債1億1,980万円の増、合併特例債3億6,820万円の増などによりまして、前年度予算額より6億9,140万円の増額となっております。

歳出の主なものとしたしましては、総務費関係では、インターネットを利用した電子契約を行うことで行政事務のDXを推進する電子契約推進事業に64万円、樽見鉄道が行う企画列車等に要する経費に対し補助金を交付し、樽見鉄道に対する需要喚起及び誘客拡大により鉄道事業の経営安定を図る樽見鉄道企画列車等支援事業に2,100万円、庁舎整備事業に37億2,187万8,000円、新庁舎の開庁に合わせ無線設備を更新・移設する防災行政無線設備更新・移設事業に5,610万円、新庁舎に整備される災害対策室に設備を導入する災害対策本部整備事業に4,664万円、合併20周年記念式典に484万3,000円、移住・定住促進事業に6,101万7,000円、ふるさと納税促進事業に4億1,475万2,000円、全ての市民が場所・時間等に依存することなく行政手続を行うことができるL o G oフォームの導入を進めるオンライン申請推進事業に166万2,000円、安全で安心なまちづくりを推進するため防犯カメラを設置する自治会に対し補助金を交付する防犯カメラ設置事業補助金交付事業に30万円、戸籍の附票の保存期間が150年に延長されたことに伴い、長期かつ確実な保存に向けて行う改製原戸籍附票電子化事業に1,100万円を計上いたしております。

民生費関係では、障がい者が虐待等により一時避難が必要となる場合に備えて、短期入所施設を確保し、緊急時の一時避難場所の提供やサポートを行う障がい者緊急短期宿泊事業に12万8,000円、高校生世代を対象に加え拡充する福祉医療費助成事業に4億796万6,000円、経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者に結婚に伴う新生活に係る費用に対して支援する結婚新生活支援事業に308万7,000円、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認導入により、住民サービスの向上を図る生活保護システム改修事業に376万9,000円を計上いたしております。

衛生費関係では、妊娠期から出産・子育て期まで必要な支援につないでいく伴走型の相談支援を実施するとともに、給付金の支給をすることにより利用料が発生する産後ケアや一時預かりサービス等の費用負担を支援する出産・子育て応援事業に2,038万3,000円、後期高齢者の健康の保持や生活の質の維持を目的に保健事業と介護予防事業とを一体的に実施し、きめ細やかな支援をする後期高齢者保健・介護予防一体的事業に85万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1億5,755万5,000円、産後の身体的回復と心理的安定を促進し、母親とその家族が健やかな育児ができるように支援する産後ケア事業に49万9,000円、ワクチン接種に係る費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ることにより接種を受けやすくし、市民の健康の保持・増進を図る带状疱疹予防接種費助成事業に387万8,000円、再生可能エネルギーの利用促進や温室効果ガスの排出削減を図るため、居住する住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者に対し補助する太陽光発電設備等設置費補助金交付事業に928万4,000円を計上いたしております。

農林水産業費関係では、産地の構造改革に係る取組を強化するため、必要な機械、施設の導入に係る経費の一部を支援する元気な農業産地構造改革支援事業に2,205万2,000円、森林環境譲与税事業に2,654万7,000円を計上いたしております。

商工費関係では、新型コロナの影響、物価の高騰など市内事業者を取り巻く環境が変化していく中、事業継続と地域経済の活性化を図るため補助金を交付する事業者サポート補助金交付事業に2,001万6,000円、企業立地促進奨励金交付事業に2億126万9,000円を計上いたしております。

土木費関係では、緊急浚渫推進事業に2,640万円、PA周辺公園整備事業に2億1,818万5,000円、東海環状自動車道へのアクセス道路となる市道糸貫0007号線整備事業に1億5,082万1,000円、その他道路改良事業等を引き続き推進するための予算を計上いたしております。

消防費関係では、岐阜市への消防事務委託事業に6億4,863万5,000円、非常備消防車等更新事業に2,839万円、消防団員等自動車事故補償事業に38万3,000円、小型動力ポンプ購入事業に265万5,000円を計上いたしております。

教育費関係では、教育センター機能の充実・強化事業に1億3,571万7,000円、小学校屋内運動場空調設置事業に1億3,785万9,000円、若年層での胃がんの発生リスクを下げるため、集団で検査を実施することができる中学生のうちにピロリ菌検査を実施するピロリ菌検査実施事業に55万7,000円、弾正幼稚園整備事業に7億6,649万円、市制施行20年となる節目の年から本格的に本巣市史の編さんに取り組むための準備として資料収集等を行う本巣市史編さん事業に653万2,000円、ふるさと本巣に対するより深い愛着心を醸成することを目的としたMotosuをtomosu事業に15万1,000円、青少年国内派遣事業（沖縄派遣）に245万7,000円、ジュニア防災リーダー養成事業に33万2,000円、船来山古墳群保存整備活用事業に1,975万4,000円、地産地消拡大事業に5,000万円を計上いたしております。

以上、一般会計の予算の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で副市長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第28号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,900万円ございまして、前年度予算額に比べ5,100万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に被保険者数の減少による療養給付費の減によるものでございます。

施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,900万円ございまして、前年度予算額に比べ1,300万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に医業用機械器具購入費の増によるものでございます。

次に、議案第29号 令和5年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,600万円ございまして、前年度予算額に比べ5,000万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第28号及び議案第29号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で市民環境部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第30号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,600万円でございます、前年度予算額に比べ4,000万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に浅木地区用地造成工事の開始によるものでございます。

議案第30号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で産業建設部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第31号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,000万円でございます、前年度予算額に比べ4,430万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に東外山処理施設機器更新工事費の増によるものでございます。

次に、議案第32号 令和5年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入は8億6,700万円でございます、前年度予算に比べ600万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に東海環状自動車道工事完了に伴う受託工事収益の減によるものでございます。

収益的支出は8億5,600万円でございます、前年度予算に比べ800万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に施設の電気料金の増加によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は3億5,465万8,000円でございます、前年度予算に比べ9,608万3,000円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に経営安定化のため企業債抑制によるものでございます。

資本的支出は7億2,874万1,000円でございます、前年度予算に比べ1億2,563万7,000円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に建設改良工事の減少による工事費の減によるものでございます。

次に、議案第33号 令和5年度本巢市下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入、支出それぞれ5億円でございます、前年度予算に比べ1億2,900万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に過年度分の固定資産減価償却費の修正による増によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は6,507万円でございます、前年度予算に比べ9,172万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、一般会計からの補助金の減によるものでございます。

資本的支出は1億7,183万6,000円でございます、前年度予算に比べ215万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、企業債元金償還金の増によるものでございます。

以上、議案第31号から議案第33号まで、いずれも詳細につきましては改めて予算決算委員会等で

上下水道部長から御説明申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして適切な御議決をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

日程第44 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第44、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時13分 休憩

午後 3 時13分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど黒田芳弘君から議員の辞職願が提出されました。ここで議員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程 1 議員辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程 1、議員辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、黒田芳弘君の退場を求めます。

〔12番 黒田芳弘君 退場〕

議会書記に辞職願を朗読させます。

○議会書記（大久保守康君）

令和5年2月24日、本巢市議会議長様。本巢市議会議員 黒田芳弘。

辞職願。このたび一身上の都合により、議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。黒田芳弘君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、黒田芳弘君の議員辞職の許可については、許可することに決定いたしました。

黒田芳弘君の議員辞職の許可についてが終了しましたので、黒田芳弘君の入場を許可します。

〔12番 黒田芳弘君 入場〕

黒田芳弘君に申し上げます。

黒田芳弘君から提出された議員辞職願については許可することが決定しましたことを告知いたします。

黒田芳弘君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○12番（黒田芳弘君）

本日期するところありまして、この本巢市議会議員を辞することになりました。振り返りますと、合併して初めての市議会議員選挙、弱冠42歳という若さで挑戦をし、以来5期当選を重ねることができました。あっという間の17年半でありました。今となってはたった2人となってしまいました大西議員、道下議員の先輩議員、そして臼井議員、鏝本議員、同期議員であります。そして、2期生、1期生の皆様方には短い間ではございましたが、何かとお世話になりありがとうございました。そして、藤原市長はじめ行政職員の皆様方には市政につきましていろいろと御教授いただき、私を育てていただきましたことに厚く感謝を申し上げる次第でございます。本当に皆さんありがとうございました。今、本巢市は大切なときを迎えております。どうかこれからも御活躍を御期待申し上げます。上げる次第でもあります。

私は今日この本巢市議会を去ることになりましたが、まちづくりにかける情熱は何ら皆様方と変わることはありません。もう少しこの地域のため頑張っていきたいというふうに思っております。どうか皆様方には変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。本当に皆さん長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

それでは、黒田芳弘君は退場してください。

〔12番 黒田芳弘君 退場〕

黒田芳弘君の辞職に伴い、文教福祉委員会副委員長に欠員が生じたため、これより文教福祉委員会の副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 24 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

文教福祉委員会副委員長が決定しましたので報告いたします。

文教福祉委員会副委員長 高田浩視君、以上のとおりであります。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

2月28日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 25 分 散会

